

京 都 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（総合生存学館にあつては学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。）に付託するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条において「論文の調査等」という。）を行わせる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。</p> <p>3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。</p> <p>4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほか、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。</p>	<p>第1条 } (同 左)</p> <p>2～7 }</p> <p>8 <u>第2項から前項までの規定にかかわらず、国際連携教育課程（通則第42条の4第3項に定めるものをいう。以下同じ。）である大学院の課程を修了した者には、別表3に定める区別に従い学位を授与し、当該学位を授与するに当たっては専攻分野の名称を付記する。</u></p> <p>第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（総合生存学館にあつては総合生存学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。）に付託するものとする。</p> <p>第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条及び次条において「論文の調査等」という。）を行わせる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p><u>第6条の2 前条の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議は、国際連携教育課程である大学院の課程の修了による学位の授与（以下「国際連携教育課程の学位の授与」という。）においては、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議を経て、当該国際連携専攻の教授の中から調査委員4名以上を選定して、論文の</u></p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第12条 総長は、修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表第1のとおりとする。</p>	<p><u>調査等を行わせる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、半数以内に限り、当該国際連携専攻の教授以外の本学又は当該連携外国大学院の教員をもって調査委員に充てることができる。ただし、本学の当該研究科及び当該連携外国大学院の当該国際連携教育課程を実施する研究科又はそれに代わる組織以外の教員は、1名以内に限るものとする。</u></p> <p>3 <u>教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を調査委員以外の本学又は当該連携外国大学院の教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等(当該連携外国大学院を除く。)の教員等に委嘱することができる。</u></p> <p>4 <u>教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、第1項及び第2項に定める調査委員のほか、他の大学の大学院、研究所等(当該連携外国大学院を除く。)の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。</u></p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、国際連携教育課程の学位の授与においては、総長は、修士又は博士の学位を授与できると認められた者に対し、当該連携外国大学院を代表する者と連名で学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。</u></p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 <u>総長は、国際連携教育課程の学位の授与においては、別表第4の様式例を基礎として、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。</u></p> <p>第17条 <u>この規程に定めるもののほか、国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、総長が別に定める。</u></p>

改 正 前	改 正 後														
<p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第1条第6項、第7項関係) (博士課程教育リーディングプログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学大学院思修館</td> </tr> <tr> <td>グローバル生存学大学院連携プログラム</td> </tr> <tr> <td>充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム</td> </tr> <tr> <td>デザイン学大学院連携プログラム</td> </tr> <tr> <td>霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院</td> </tr> </tbody> </table>	プログラム名称	京都大学大学院思修館	グローバル生存学大学院連携プログラム	充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム	デザイン学大学院連携プログラム	霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (同 左)</p> <p>別表第2 (第1条第6項、第7項関係) (博士課程教育リーディングプログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学大学院思修館</td> </tr> <tr> <td>グローバル生存学大学院連携プログラム</td> </tr> <tr> <td>充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム</td> </tr> <tr> <td>デザイン学大学院連携プログラム</td> </tr> <tr> <td>霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(卓越大学院プログラム)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プログラム名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先端光・電子デバイス創成学</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第1条第8項関係) (別 添)</p> <p>別表第4 (第16条第2項関係)</p> <p>1 国際連携教育課程修了者に授与する学位記様式例 (別 添)</p>	プログラム名称	京都大学大学院思修館	グローバル生存学大学院連携プログラム	充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム	デザイン学大学院連携プログラム	霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院	プログラム名称	先端光・電子デバイス創成学
プログラム名称															
京都大学大学院思修館															
グローバル生存学大学院連携プログラム															
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム															
デザイン学大学院連携プログラム															
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院															
プログラム名称															
京都大学大学院思修館															
グローバル生存学大学院連携プログラム															
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム															
デザイン学大学院連携プログラム															
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院															
プログラム名称															
先端光・電子デバイス創成学															

別表第3（第1条第8項関係）  
（修士課程）

研究 科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
文 学 研 究 科	京都大学・ハイ デルベルク大 学国際連携文 化越境専攻	修士（文学）	Master of Arts (M.A.) in Transcultural Studies	—

（博士課程）

研究 科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
医 学 研 究 科	京都大学・マギ ル大学ゲノム 医学国際連携 専攻	博士（ゲノム 医学）	Doctor of Philosophy in Human Genetics	—

別表第4（第16条第2項関係）

1 国際連携教育課程修了者に授与する学位記様式例

Kyoto University and ○ University,  
京都大学及び○大学は、

Having regard to the completion of Master (Doctor) Course in ○○○  
based upon the Memorandum of Agreement of date, year,  
between Kyoto University and ○ University,  
京都大学及び○大学の間でX年X月X日に締結された協定に基づく  
○○○専攻の修士（博士（後期））課程を修了したので、

Admit THE DEGREE of MASTER (DOCTOR) of ○○  
修（博）士（○○）の学位を以下の者に授与する

To

Name

氏名

Date of birth

生年月日

Awarded on date, year

学位授与の日付

京都大学

Kyoto University

総長 ○○○ ○○○

President ○○○ ○○○

【署名】

学位記番号

Diploma Number

○大学

○ University

President ○○○ ○○○

【Signature】

Diploma Number

備考 1 ○内は国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学の名称を記入する。

2 修（博）士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。